

商品概要説明書

一般財形貯金

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

商品名	・ 一般財形貯金
ご利用いただける方	・ J A と財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
期 間 (預入期間)	・ 3 年以上
預入方法 (1) 預入方法	・ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与
(2) 預入金額	・ 1 回あたり 1 円以上
(3) 預入単位	・ 1 円単位
(4) 預入貯金の種類	・ 預入日の 3 年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法	・ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 (1) 適用金利	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・ 払戻時に一括して支払います。
(3) 計算方法	・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとに複利計算をします。
(4) 税金	・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、お申込みいただきました J A にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 お申込みいただきました J A または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。

その他参考となる事項

- ・「退職等に関する通知書」（退職した日から6か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。